

イタリアの特別支援教育の実際とミラノ日本人学校における特別支援教育の実践

前ミラノ日本人学校 教諭

北海道富良野市立扇山小学校 教諭 小瀬知里

キーワード 在外教育施設、イタリア ミラノ、特別支援教育

赴任校の概要 (2025年4月1日現在)

ミラノ日本人学校

Scuola Giapponese di Milano

URL : <http://www.mngitalia.net>

児童生徒数：小学部50人 中学部17人

1 はじめに

(1) イタリア共和国(以下、イタリア)ミラノについて

イタリアは、欧州連合(EU)、G7、G20の加盟国で、国内総生産(GDP)は世界第8位の国である。ヨーロッパではドイツ、イギリス、フランスに次ぎ4番目という経済国でもある。面積は約30万km²で日本の約80%、人口は約6,000万人で日本の約半分。さまざまに異なる歴史、文化に育まれ個性あふれるイタリアにおける代表的な街として、バロックの町首都ローマ、ルネサンス都市フィレンツェ、芸術とファッションの都ミラノ、水の都ヴェネツィア、永遠の劇場ナポリがあげられる。それぞれの地域に特色があり、またユネスコ世界遺産が61件(2025.8.UNESCO)と世界で1番多く、世界中から人々が訪れる観光大国である。2016年は日本イタリア国交150周年、2017年は日本バチカン市国国交75周年にあたる記念の年でもあった。

(2) ミラノ日本人学校について

1976年設立。令和7年度(2025年度)に開校50年目を迎える。日本の文部科学省より認定され、ミラノ日本人学校理事会が運営するイタリア政府認可の小・中併設の私立学校である。学校教育目標「人に優しさ、自分に強さを身につけ、自ら学び、考え、世界とつながろうとする子どもの育成」をもとに特色ある教育活動が行われている。

2 イタリアにおける教育及び特別支援教育について

(1) 教育の概要

① 学校制度

イタリアは義務教育10年間である。その内訳は、小学校5年間、中学校3年間、高等学校2年間となっている。ただし、高等学校は5年間で修了のため、大学などの高等教育機関に進学する場合は義務教育を終えた後も継続して高等学校の教育課程を修了する必要がある。

② 学級編成及び教職員定数について

イタリアの小学校、中学校ともに1学級の児童生徒の定員は25名である。1学級に支援児童生徒が在籍する場合は1学級20名に減らすことが可能である。入学から卒業まで担任は変わらないということも特徴

的である。また合理的配慮を必要とする、もしくは特別な支援を必要とする児童生徒が1学級の定員に含まれている場合は、フルインクルーシブ教育の導入（1992年）により、支援教師が担任とともに配置される。さらに発達の程度に応じて「アシステンテ」と呼ばれる支援員が公的に配置される。

③入試制度と特別支援教育

イタリアでは日本のような高等学校への入試制度ではなく、中学校における卒業認定試験に合格することで、どの学校へも進学することが可能である。入学後の定期試験や進学試験の難易度については進学先の高等学校によって変わるため、自らの学力や希望する職業を見据え入学することが大切である。イタリアの高等学校は「普通学校（科学、言語、芸術、音楽、教育など）」「技術学校」「職業学校」の3つの種別に分かれており、そのいずれかへ進学する。合理的配慮を必要とする、もしくは特別な支援を必要とする生徒のための特別支援学校は原則として廃止されているが脳性まひなどの重度障害者のための学校はローマ市に残っている。特別支援学校は原則としてほぼ廃止され、合理的配慮を必要とする、もしくは特別な支援を必要とする生徒の2020—2021年度の進学状況は、そのほとんどが職業学校へ進学している。

【何らかの障害のある生徒（全体在籍生徒の約3%）】	【障害のある生徒】
• 高等学校 1.4%	• 高等学校 26.1%
• 技術学校 2.7%	• 技術学校 29.4%
• 職業学校 7.7%	• 職業学校 44.5%

（2023年2月 イタリア教育省発表 ミラノ日本人学校保健コンサルタント提供資料）

進学率は障害の内容によってやや違いがある。例えば、視覚障害では高等学校が多く、知的障害では職業学校への進学が多くなっている傾向にある。中学校では、生徒自身の通学の距離、就職先や生徒の特に好きな分野であることなど、障害種別に関わらず通常の進学相談の内容と同等の理由で進学指導を行っている。

（2）特別支援教育について

イタリアにおいて正式に「合理的配慮を必要とする、もしくは特別な支援を必要とする児童生徒」と認定された場合、個別の合理的配慮や教育現場における公的支援を無料で受けることが可能である。例えば、個別教材の支給、日常の試験や中学校卒業試験の軽減や免除、そして発達の程度に応じて支援員が配置される。特に、ホームドクターを中心とした、家庭、療育、学校によるチームが形成され、児童生徒の成長をサポートする体制が整う。上記のメンバーによる年3回のミーティングが開催され、個別の指導計画作成やその評価、改善を丁寧に行っている。これら療育については、日本人でも自らのホームドクターを見つけて接続しておくことで受けることが可能である。ただし、学校で支援を受けるとなると、「イタリアの教育課程に準ずる学校」でないと受けることができない。本校でも支援員の公的配置を受けられないか試みたが、上記のことが判明し受けることが叶わなかった。

3 ミラノ日本人学校における特別支援教育計画の作成について

赴任1年目、本校には特別支援教育計画だけではなく学校全体の教育計画が1つの冊子として存在していくなく、職員会議で提案されるものしかなかったため、細かな校務が口頭や過去の資料から探して業務を遂行しなければならなかつた。まず、1年目は特別支援教育担当として教育計画を作成し職員周知を行つた。ミラノ日本人学校には特別支援教育在籍児童はいないが、合理的配慮を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあつた。

特別支援教育計画を作成するまでは学級担任が1人で困り感をもつお子様とそのご家族の相談にのっており、関係機関との連絡についても校長と2人で相談して行い、学校全体のものになつてない実態があった。そこで「担任が1人で抱えない、みんなで見守る体制づくり」「子どもと家庭が安心して教育を受けることのできる環境づくり」を目指して特別支援教育計画の作成を実施した。療育に係る関係機関も記載し、今後、派遣教員が数年で変わっても引き継がれるようにした。赴任2年目は教務と特別支援教育コーディネーターを担い、校長と共に学校全体の校務の手引きの作成に取り掛かった。赴任3年目の最後に校務の手引きが完成した。

(1) 簡易的な就学時健診の実施

ミラノ日本人学校の就学児童は、そのほとんどがイタリアの幼児教育施設を卒園しており日本で行われている就学児健診を受けないまま入学している。そのため、入学後に視力や聴力が要検査であることが判明することが多かった。入学後の4月の健康診断で要検査が判明してもイタリアで病院受診することに抵抗のあるご家庭もあるため、夏休みに日本に帰国するまで我慢したり、春休みに就学準備で帰国してから冬まで帰国を我慢したりする、といったケースも少なくなかった。そこで、本校では12月に1日体験入学を実施することを利用し、1日体験入学・入学説明会と同時に簡易的な就学児健診を実施することにした。これにより、各家庭が就学前の冬休みや春休みに日本に帰国した時に病院を受診する事が可能となった。また、年々、認知や吃音構音などの言語に課題をもつ児童も増加傾向にあったため、保護者に知らせた上で簡易検査を行うことにした。

①簡単なスクリーニング検査

クイズ形式で次の項目「絵の選択」「図形の模写」「絵の配列」「数量」「状況の理解」「例外の指摘」「ことばの記憶」について、さまざまな資料を基に作成したもので実施。15分程度で実施できるものを作成。言語における発音については、小学1年生児童と遊ぶ中で教員が観察して見取りを行った。

②簡易聴力検査と簡易視力検査

学校保健ポータルサイト「就学時健康診断マニュアル（平成24年10月11日改訂）」を元に作成。

	保護者 入学説明会	新1年生 一日体験入学
中休み 受付 玄関 10:30~ 事務局	受付後 2年教室へ誘導：5年児童？	
3校時 10:40 ~11:25	<p>【入学説明会】 場所 パソコン室 <u>進行：教頭</u></p> <p>①学校長挨拶 校長（3分） ②主な学校行事及び安全面について 教頭（4分） ③入学にあたって 小1担任（20分） ④入学手続き及び諸連絡 事務局（5分） ※イタリア語の予防接種証明書の提出について? ⑤質疑応答（10分） ※可能な範囲で現1年生の使用している学用品等を見本としておくようとする。 小1担任</p>	<p>【就学時健診】 <u>担当：特支担当（鈴木諭・小瀬） 小2担任</u> ※参加者が多い場合は<u>生徒指導主任</u>も補助に当たる。</p> <p>①簡単なスクリーニング検査 ※内容については特支担当が準備し、出題者、監督者の役割分担などは事前に打ち合わせを行う。</p> <p>②簡易視力検査</p> <p>③簡易聴力検査 ※視力、聴力準備は、保健担当で行う。 ※聴力検査はイタリア語教室で行う。</p> <p>◎4校時前にトイレを済ませる。</p>
4校時 11:35 ~12:40	【保護者面談】 校長室 •一家庭ずつ管理職と面談	<p>【ふれあいタイム①】1年教室 11:35~11:55(20分) 小1児童との交流 ※生活科「もうすぐ2年生」との関連 <u>担当：小1担任</u> 児童観察：小2担任 教務</p> <p>【ふれあいタイム②】体育館？ 12:00~12:20(20分) 小5児童との交流 <u>担当：小5担任</u> 児童観察：小1担任 教務</p> <p>※小1児童は小2担任が対応</p>

R6年度ミラノ日本人学校職員会議資料より「入学説明会・1日体験入学の内容」

(2) 特別支援教育体制の整備

① 校内支援委員会の定期開催

- ・年5回(5月、7月、9月、11月、12月)教育行事予定表に記載。
- ・校長、教頭、教務、特別支援コーディネーター、該当学年担任
- ・都度、事前に担任に確認し実施。
- ・保護者、担任の意向を踏まえ学校として対応を検討する場の設定。
- ・委員会の内容は後日、職員周知。

② 実態把握シートの作成

- ・年2回 担任が見直し、作成。
- ・長期休業中(夏休み、冬休み)に実態把握シートへの入力を行い児童生徒の実態把握に努める。
- ・児童生徒の支援が切れないための記録簿としてファイリングする。
- ・特別支援担当で検討し、支援が必要な児童生徒について学級担任と相談しながら手立ての方針を立てる。
- ・校内支援委員会で検討し、必要に応じて保護者との面談を行う。

③ 外部機関との窓口の記載

- ・イタリアにおける相談先一覧や日本での相談窓口を記録として残す。
- ・相談先例…学校保健コンサルタント(医療通訳)、日本人の臨床発達心理士、国立特別支援教育総合研究所、イタリア現地のホームドクター、私立病院(日本における発達外来と同様。各種検査の実施や薬の処方。薬の処方においては英訳処方箋を持参すると良い。)

④ イタリア現地校へ進学する場合の療育の手続き

イタリアにおける療育認定までの手続きは右図の資料のとおりとなっている。この資料は、本校に在籍していた生徒の保護者がイタリア現地校への進学を考えていた時に、実際になった療育申請までの手続きの記録である。この生徒は本校に特別支援学級はないが、校長面談の中で「保護者が支援員を家庭で配置する」という条件のもと就学を許可した生徒である。そのため、もともとホームドクターとの接続があったことから療育申請までの手続きにスムーズに進む事ができた。近年、イタリアでは発達に課題のある児童生徒が増加傾向にあり、療育認定を受けるまでに1年以上を要する実態がある。ミラノ日本人学校の児童生徒もイタリアでの療育認定を受けることは可能だが、実際は右図の②③④の過程で通訳を介さなければならぬため母語で検査を受けるよりも児童生徒のアセスメントは難しくなる。本校ではイタリア在住の日本人臨床発達心理士と接続することができたが他国にはいないという話も聞いた。今後、特別支援教育をする児童生徒への整備体制や保護者の特別支援教育に対する垣根が低くなつてみんなが関心をもっていくことも必要なのではないかと思う。

【申請までの手順】(①～⑤の順序)

- ①保護者との面談を実施(担任・保護者・特別支援)
 - ・児童生徒の課題を共有し、理解を促す
 - ・必要に応じて校長も面談に入る
- ②保護者がホームドクターへ相談
 - ・必要に応じて宮崎先生や橋本先生に依頼(個別に料金が発生・保護者負担)
 - ・数回のカウンセリングが必要
- ③Uonpia(児童相談所？)
 - ・ホームドクターのカルテを持参し、検査を依頼
 - ・検査の予約 N P I 知能検査
(イタリアでは WISC 検査の件数はほぼない)
- ④S I R(有料):児童精神科医、臨床心理士による検査。証明書発行。
ANFFAS: S I R と同様
- ⑤I N P S(保健所):公的なコーディネーター
 - ・検査の証明書、ホームドクターの証明書を提出
 - ・障害者登録を行う
(Sostegno scolastico 申請)
 - ・検査結果を基に、必要な支援レベルの判定を行う
 - ・療育認定。現地校にて、支援レベルに応じた支援を無料で受けることができる。

(R6年度ミラノ日本人学校特別支援教育計画より)